

つくば市未来構想等審議会 辞令交付式
及び第1回つくば市未来構想等審議会 会議次第

日時 平成30年8月30日(木)
午後2時00分～午後4時00分
場所 つくば市役所消防庁舎多目的ホール

【辞令交付式】

- 1 開式
- 2 辞令交付
- 3 閉式

【第1回つくば市未来構想等審議会】

- 1 開会
- 2 会長及び副会長選出
- 3 諮問
- 4 市長挨拶
- 5 議事
 - (1) 未来構想等の位置づけと改定
 - (2) 未来構想等策定の方法と工程
 - (3) 市民ワークショップの実施
 - (4) 職員ワーキングチームの活動状況
 - (5) つくば市が今後力を入れるべき分野《意見交換》
 - (6) その他
- 6 閉会

配布資料

座席表	
会議次第	
基礎資料1	つくば市未来構想等審議会条例
基礎資料2	つくば市未来構想等審議会名簿
参考資料1	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
参考資料2	会議の非公開に関する条件(抜粋)
参考資料3	持続可能都市ヴィジョン
資料1-1	旧総合計画と未来構想・戦略プランの位置づけ
資料1-2	未来構想・戦略プラン改定について
資料1-3	つくば市未来構想・戦略プランの関係図
資料2-1	未来構想等策定の方法と工程
資料2-2	市民・高校生意識調査の実施概要
資料3	つくば市未来構想等改定のための市民ワークショップの開催
資料4	職員ワーキングチームの活動状況
資料5	平成30年度つくば市未来構想等審議会等の開催スケジュール

つくば市未来構想等審議会条例

(設置)

第1条 つくば市未来構想及びつくば市戦略プランの策定に関する基本事項を調査及び審議をするため、つくば市未来構想等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、つくば市未来構想及びつくば市戦略プラン(つくば市未来構想を実現するために策定する計画であって、市政の中で特に重点的に取り組む施策を掲げるものをいう。)について必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地方行政機関及び公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) 市の副市長及び教育長

(5) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第1号、第2号及び第4号に規定する者で当該職又は地位により委員に任命されたものが当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門的事項について調査及び審議をするため、専門部会を置くことができる。

- 2 前2条の規定は、専門部会について準用する。

(関係者の出席)

第8条 委員以外の者で会長が審議上必要と認める者は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の議事が円滑に進行するよう会務を処理するとともに、付議事案の提案及び調整を行うものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策イノベーション部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

つくば市未来構想等審議会(平成30～31年度) 委員

	区分	氏名	所属
1	市議会議員	塩田 尚	つくば市議会 議長
2		神谷 大蔵	つくば市議会 副議長
3	地方行政機関 及び公共的団体	永田 恭介	筑波研究学園都市交流協議会 会長
4		吉富 耕治	茨城県政策企画部地域振興課 課長
5		高谷 榮司	つくば市農業委員会 会長
6		東郷 治久	一般社団法人つくば観光コンベンション協会 副会長
7		桜井 姚	つくば市商工会 会長
8		小玉 喜三郎	一般財団法人つくば市国際交流協会 理事長
9		宇津野 茂樹	公益財団法人つくば文化振興財団 常務理事
10	学識経験者	山海 嘉之	CYBERDYNE株式会社 CEO
11		大澤 義明	国立大学法人筑波大学システム情報系社会工学域 教授
12		生田目 美紀	国立大学法人筑波技術大学産業技術学部産業情報学科 教授
13		大島 慎子	筑波学院大学 学長
14		森 博徳	つくば市工業団地企業連絡協議会 会長
15		後藤 真紀	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長
16		廣瀬 久美子	つくば市中学校・高等学校長協議会 会長
17		中井 聖	特定非営利活動法人法人ままとーん 代表理事
18		伊藤 達也	つくば市シルバークラブ連合会 会長
19	市民	坂本 義治	つくば市区会連合会 会長
20		中嶋 信美	つくば市PTA連絡協議会 会長
21		北本 政行	市民公募
22		永井 悦子	市民公募
23		中嶋 修	市民公募
24		西 美佳	市民公募
25		林 亮	市民公募
26		山口 圭一	市民公募
27		横田 直己	市民公募
28	市の副市長及 び教育長	飯野 哲雄	つくば市副市長
29		毛塚 幹人	つくば市副市長
30		門脇 厚司	つくば市教育長

つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。

(2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。

(3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込みがあるとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

(2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等につ

いて、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

第4条本文関係（非公開とすることができる会議）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込みがあるとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

《解釈及び運用》

- 1 公開・非公開の判断は、法令又は条例で定めがある場合を除き、開催する会議の内容で判断する。また、法令又は条例で非公開の定めがある場合でも例外規定（ただし書）が設けられている場合には、その該当性を判断する。

なお、法令又は条例で非公開の定めがあり、例外規定がない場合でも第6条の規定により、会議の開催は、ホームページに掲載して周知する。

- 2 本条第1号により非公開にする会議は、つくば市情報公開条例で不開示情報として定めた次の6項目のいずれかに該当する情報を取り扱う会議である。

- (1) 同条例第5条第1号 個人情報
- (2) 同条例第5条第2号 法人等事業活動情報
- (3) 同条例第5条第3号 公共安全維持情報
- (4) 同条例第5条第4号 審議・検討等情報
- (5) 同条例第5条第5号 事務事業情報
- (6) 同条例第5条第6号 法令秘情報

上記の6項目の情報のいずれかに該当する場合は、原則公開の例外として非公開とすることから、できる限り限定的に、かつ、理由を明確にしなければならない（この条項各号の詳細・解釈については「情報公開条例解釈運用基準」を参照のこと。）。

- 3 附属機関の会議及び懇談会等は、それぞれ当然目的があって開催するものであり、その目的は最優先されるべき事項である。会議を公開することによ

り、その目的を果たすことが著しく困難となる場合には、本条第2号により非公開とする。

ただし、この場合においては、第3条に定める公開の原則から特別に例外扱いとなることに十分留意し、明確な理由をもって慎重かつ厳正に判断することとする。

4 「全部又は一部」とあることから、会議内容によって会議を部分的に非公開にすることも可能である。複数の議題又は題目について会議を行う場合において、不開示情報を含むものと含まないものが両方存在する場合には、議題又は題目ごとに公開・非公開を分けて開催することとなる。

5 非公開とすることができるタイミングについては規定がないことから、公開の会議中に、予想できなかった議論の展開等により非公開とできる条件を満たした場合、その会議中にそれ以降を部分的に非公開とすることは可能である。

持続可能都市ビジョン

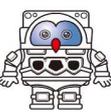
名峰筑波山をはじめとする恵み豊かな自然、最先端の科学技術、世界に開かれた多様性などのつくばの資産は、過去からの先人たちの努力により守られ、創られてきました。現在を生きる我々は、敬意と感謝をもって、この資産を未来の世代に継承し発展させていくことが求められます。そして我々は、地域や地球社会が直面する少子高齢化、貧困と格差、気候変動などの課題も克服していく必要があります。

これらは、我々と未来の世代そして世界に共通する使命であり、この使命を果たすために、以下の通り「持続可能都市」を目指していきます。

- 「誰一人取り残さない」包摂の精神のもと、年齢、性別、地域、国籍などによらず、人間一人ひとりの安全が守られ、地域の隅々まで福祉がいきわたり、つくばに集うすべての人が自分らしく生き、幸せが溢れるまち。
- 公正・公平、人権、平和などの普遍的な価値を尊重し、他者、社会、自然環境との関係性を認識し、持続可能な地域と世界を構築するために自ら働きかけ変革を起こす人材が育つまち。
- 科学技術の進歩が市民の日々の生活に恩恵を与えるよう、その限界を認識しながらも可能性を追求する対話を通して先駆的に活かし、人類共通の課題の解決に貢献するまち。
- 市政の透明性と説明責任を重視し、市民、行政、議会、地域団体、大学・研究機関、企業などが一体となって持続可能な取り組みを進め、世界に新たな未来像を提示するまち。

平成30年2月19日

つくば市

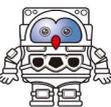


旧総合計画と 未来構想・戦略プラン の位置づけ

平成30年8月30日



総合計画とは



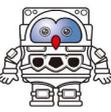
(1) 地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における**総合的かつ計画的な行政の運営を図る**ための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

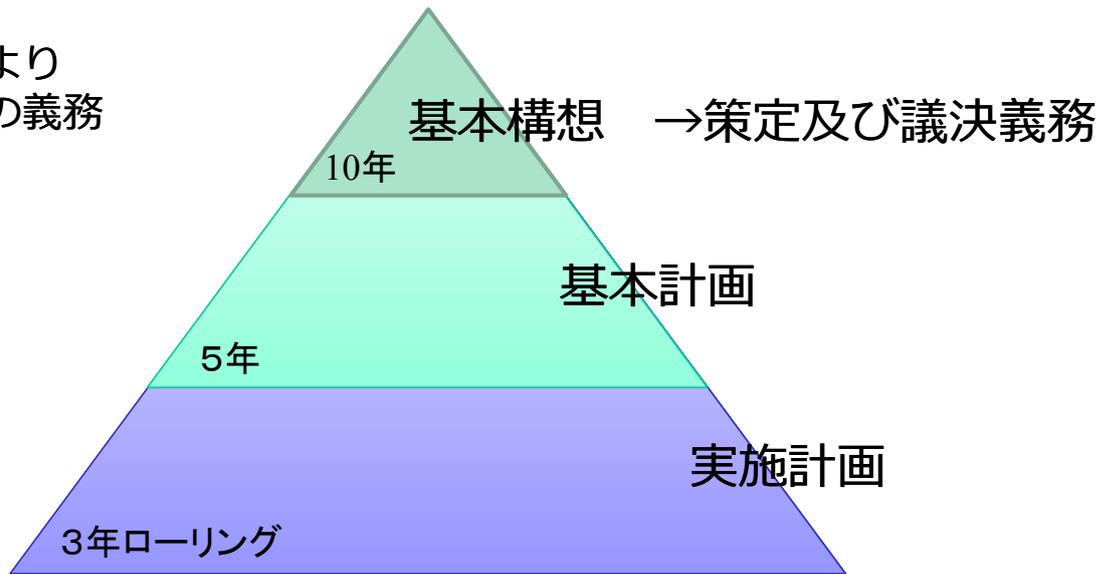


(2) 基本構想に関する規定を削除(地方自治法改正(平成23年5月2日))

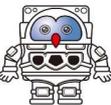
なお、総務大臣通知により、「引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能」とされた。



※地方自治法により
基本構想策定の義務



2

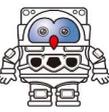


市町村の条例により策定

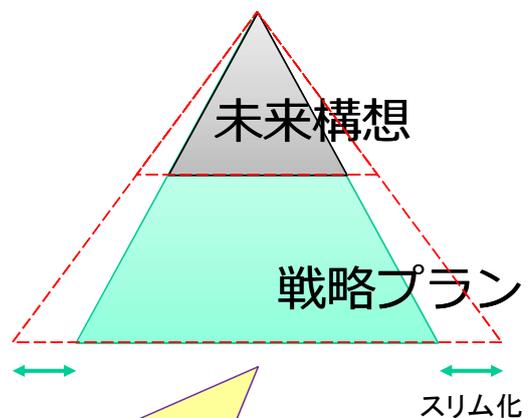
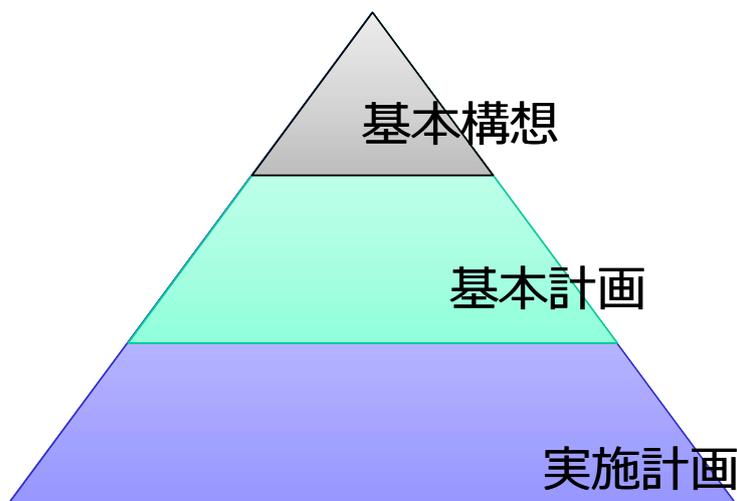
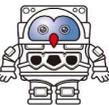
- ①策定条例
- ②自治基本条例
- ③議会の議決条例



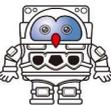
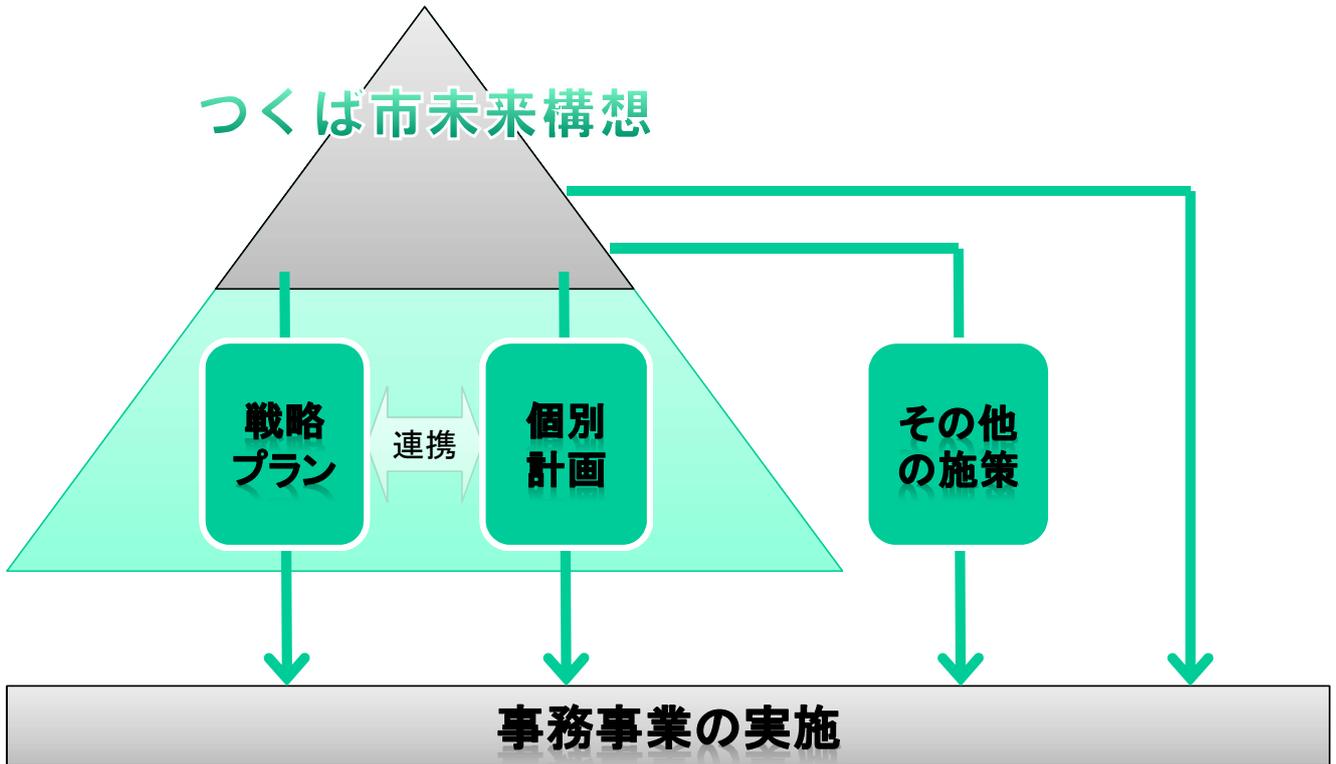
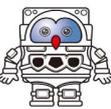
策定条例の制定
(つくば市未来構想
策定条例)



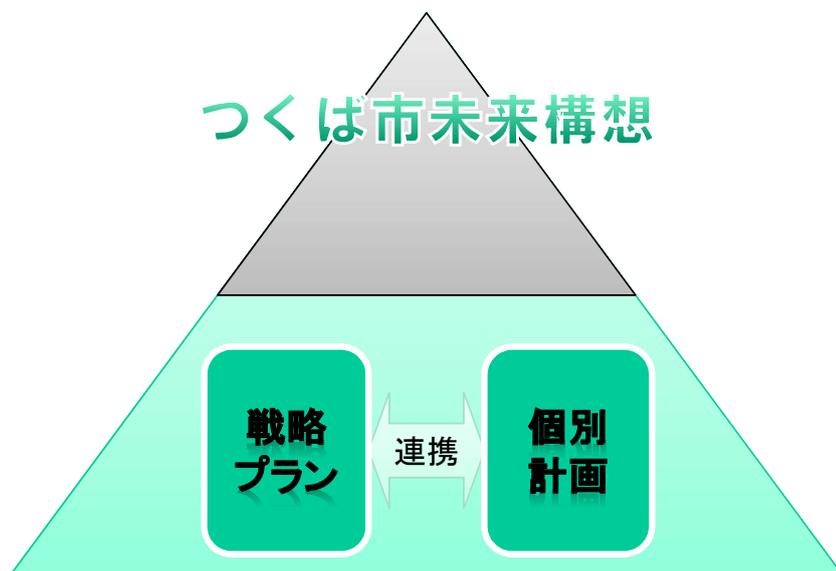
- ①自治体の政策の全体像を明確化
- ②総合計画と予算編成の連動 ～実現可能性の確保～
- ③やわらかい計画（＝柔軟な総合計画の運用）
- ④財政計画との整合
- ⑤市長マニフェストの実現



総花的な構想・計画ではなく、義務的な施策を個別計画等へ委ね、つくば市の政策的な施策をまとめ、重厚さより実用性を重視



■ つくば市未来構想と戦略プラン



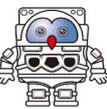
つくば市の個別計画は・・・

- つくば市国民保護計画
- つくば市地域防災計画
- つくば市公文書等管理指針
- つくば市職員人材育成基本方針
- つくば市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
- つくば市特定事業主行動計画
- 第3次つくば市行政改革大綱
- つくば市市民参加推進に関する指針
- つくば市人ロビジョン
- つくば市戦略プラン
- つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略

）

- 第2期つくば市教育プラン
- つくば市学校等適正配置計画（指針）
- つくば市立学校給食センター整備基本計画
- つくば市食物アレルギーマニュアル
- つくば市いじめ対策防止基本方針
- 史跡小田城跡保存管理計画
- 史跡小田城跡復元整備基本計画

81の個別計画等が存在（H30.4時点）

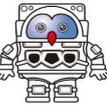
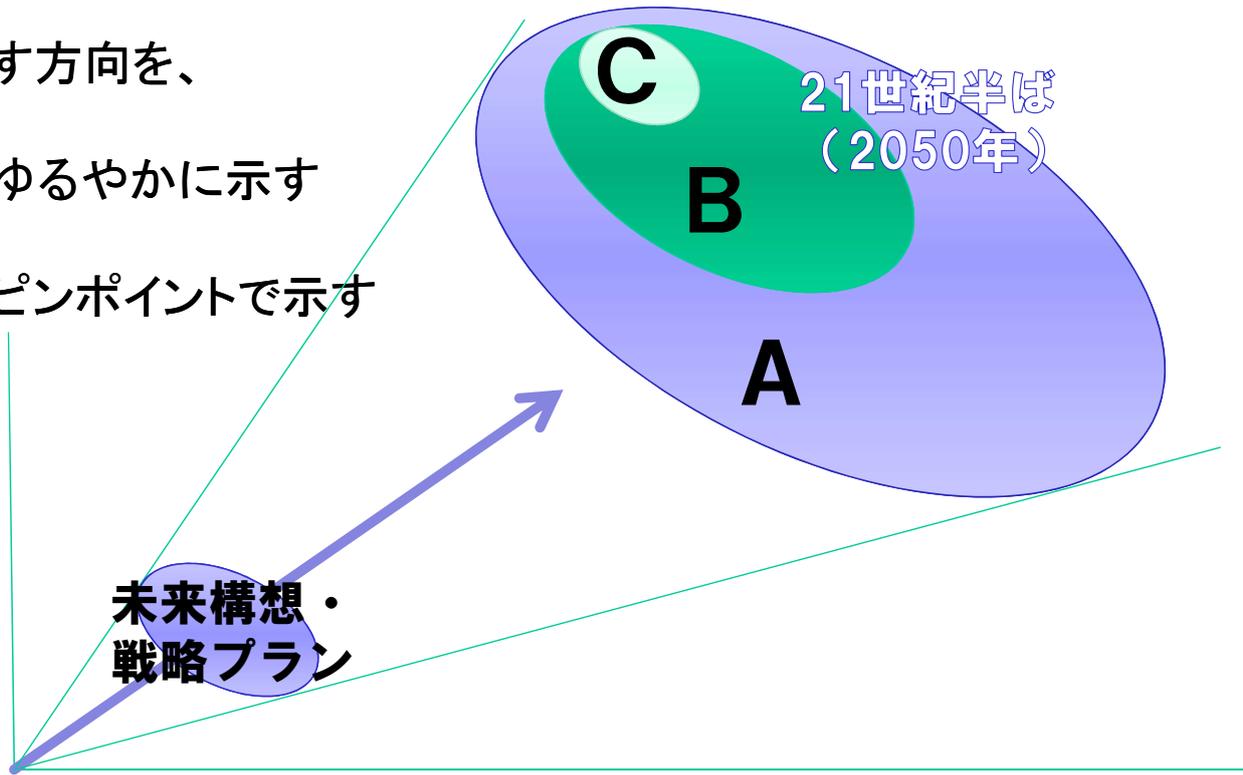


目指す方向を、

A ゆるやかに示す



C ピンポイントで示す



「タイムマシーンビジョン」※
により、2030年のつくば市をイメージ

※孫正義氏の「タイムマシーン経営」と言われる、まるで未来を見てきたかのように、のちに大きく成長する事業や企業を見抜いて投資することに習ったもの。

バックカスティングによる
戦略の提示

現在

つくば市(行政)の現状と課題

過去

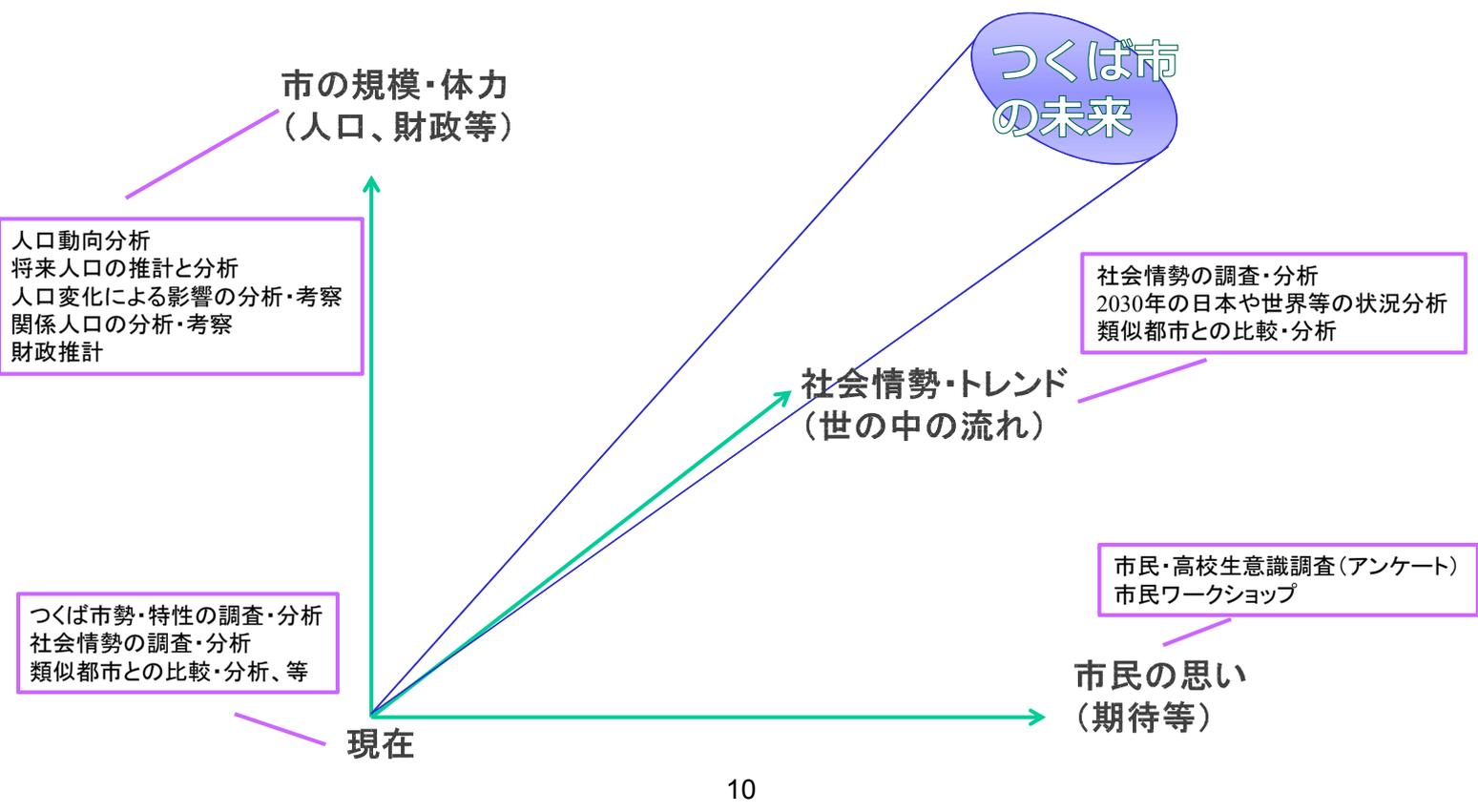
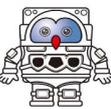
つくば市の歴史や成り立ち

2030年

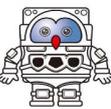
未来像のイメージ

1. こどもの未来 (Child)
 - ・こどもの貧困を半減させる
 - ・保育所・児童クラブの待機児童を0にする
 - ・社会力を身につけ、生きる力を伸ばす
 - …等

2. 包摂的な社会 (Inclusive)
 - ・こどもを産みたい人が安心して産める社会を実現する
 - ・健康寿命を延伸し、生涯現役を実現する
 - ・地域間格差を解消し、どの地域に住んでいても平等なサービスを受けられるようにする
 - …等



未来構想・戦略プランの活用 ～日々の業務で～



新規事業の立案や判断に迷ったときに、「未来構想・戦略プランを見れば進むべき方向が分かる」といった羅針盤的な役割が求められる。

市民が住み続けたいと思えるようにするには？

暮らしやすいまち(環境)を次世代につなぐためには？

この人を、地域で支えるためには？

この人(地域)が安全・安心を実感できるためには？

地域産業(農、商工業)を発展させるためには？

平成 30 年 8 月 30 日
第 1 回つくば市未来構想等審議会

未来構想・戦略プラン改定について

1 現未来構想・戦略プラン策定の経緯

「つくば市未来構想」は「第 3 次つくば市総合計画（平成 17～26 年度）」の後継であり、旧総合計画の基本構想に当たる構想として平成 27 年度に策定された。まちづくり百年の計の思想に基づき、研究学園都市のこれまでの 50 年の歩みを踏まえ、今後の 50 年のまちづくりの指針として計画期間を 21 世紀半ば（2050 年）とし、未来の都市像の実現に向けて 4 つの『まちづくりの理念』を策定し、それに基づく各種施策として「つくば市戦略プラン」を策定している。

2 改定の考え方

(1) 背景・目的

- ・現在の未来構想は 21 世紀半ばを目指した普遍的な内容となっているが、具体性が見えにくい側面がある。つくば市では SDG s を活用した市政運営を進めていることから、平成 30 年 2 月に公表した持続可能都市ビジョンを取り入れた計画とする。
- ・社会情勢や技術革新が目まぐるしく変化する時代において、望ましい未来像の創造のため、つくば市の生産年齢人口のピークと推計され、また SDG s の目標達成年とされている 2030 年をマイルストーンとして新たに設定し、未来像の実現に向けてバックキャストの手法を取り入れた戦略を作成する。
- ・前回未来構想を踏襲しつつ、新たな未来像を策定するとともに、5 年前からの情勢変化を踏まえた土地利用構想の修正を行う。

(2) 位置づけ ※別紙参照

- ・新規事業の立案や判断に迷ったときに、「未来構想・戦略プランを見れば進むべき方向が分かる」といった羅針盤的な役割を持つ。
- ・新たな未来像および土地利用構想を策定し、その実現を目指した各種施策を分野横断的に取組むため、基本方針・個別施策を定めた戦略プランを策定。
- ・具体的な事業については、各担当部署が作成する個別計画にて実施。

(3) 構成・期間

- ・未来像は 2030 年ごろのつくば市が目指すまちの姿とする。
- ・土地利用構想の計画期間は、前回未来構想を踏襲し、2050 年とする。
- ・戦略プランは 2020 から 2024 年（5 年間）までの計画とする。

(4) その他

- ・ 市政の全てを網羅する様な総花的にならないものとする。
- ・ 実効性の高いものとし、市政運営の教科書となるものを目指す。
- ・ わかりやすい内容で分量も少なく、できるだけシンプルな表現とする。
- ・ つくば市未来構想、まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を取り、地方創生のコンセプトを取り入れる

3 改定の進め方のポイント

(1) 若手職員等のワーキングチーム結成により議論の活性化

これまでには係長級のWT、課長級の専門部会、部長級の策定委員会を組織し、ボトムアップによる策定体制としていたが、議論が活性化しにくい環境にあった。そこで、2030年に係長・管理職層としてつくば市を担う職員を中心にワーキングチームを結成し、部長級の策定委員会へ報告する体制とする。

(2) 連続した市民ワークショップにより未来像の提案

タウンミーティングにより地区ごとの意見等を取り入れつつ、市民が連続して参加する市民WSの開催により、要望を言い放しで終わるのではなく、市民がともに未来像を考えられる仕組みとする。

(3) プロポーザルによる委託事業者選定により民間アイデアを活用

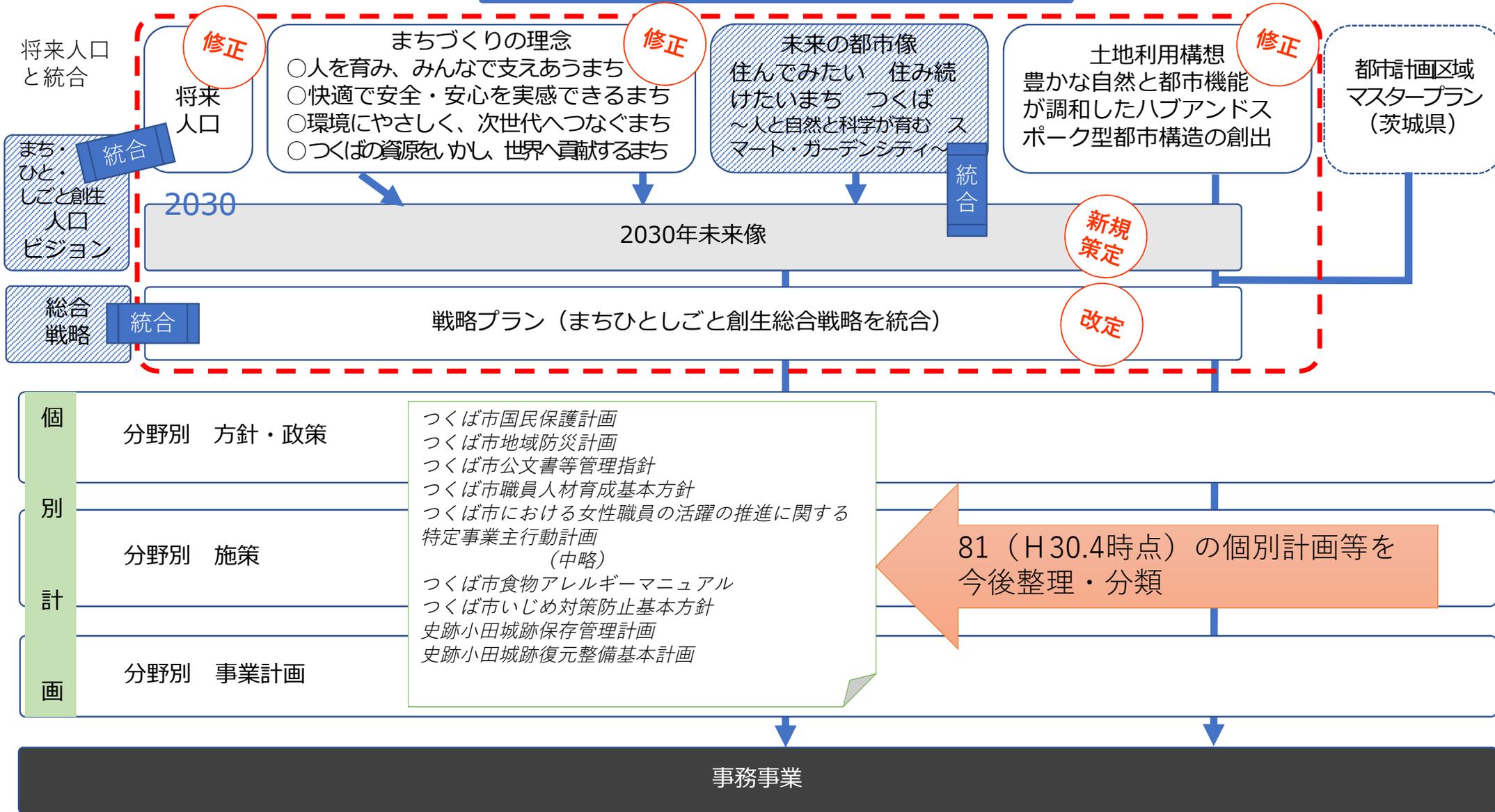
民間の知見や経験を活用するため、プロポーザルにより策定支援委託事業者を選定し、民間のアイデアを積極的に活用する。

4 改定の主なスケジュール

- ・ 平成 30 年 5 月 庁内策定組織の立ち上げ
- ・ 平成 30 年 8 月 第 1 回未来構想審議会開催・諮問
- ・ 平成 30 年 9 月～11 月 市民ワークショップ開催、市民・高校生アンケート実施
- ・ 平成 31 年 3 月 未来構想改定案の策定
- ・ 平成 31 年度 戦略プランの改定

つくば市未来構想・戦略プラン

資料 1 - 3



平成 30 年 8 月 30 日

第 1 回つくば市未来構想等審議会

市民・高校生意識調査の実施概要

市民の市政や将来像に関する意向等を把握するため、市民（無作為抽出）及び市内の高校に在学する 2 年次生徒に対しアンケートを実施して、市に対する現状評価や施策要望等を把握し、今後の施策検討の基礎資料とする。

1 市民アンケートの実施ポイント

- 施策の重要度・満足度の分析
- 成長戦略・改善戦略の明確化

2 高校生アンケートの実施ポイント

- 全体傾向の過年度比較（若年層意識の変化の把握）
- 移住定住ポテンシャルの考察

表 市民・高校生意識調査に関する各種調査の全体概要（案）

項目	市民アンケート	高校生アンケート
目的	未来構想の作成にあたり、市に対する現状評価や施策要望等を把握する。また、未来構想及び戦略プランにおける施策展開の検討材料とする。	高校生アンケートの目的は、市民アンケートの目的に加え、移住・定住に関するポテンシャルや検討材料とする。
対象	市民・18歳以上人口（無作為抽出）8地区均等配布	高校在学の2年時制（市内9校を想定）
方法	郵送配布・郵送回収、希望者はWeb回答も可とする	直接配布・直接回収（各校に依頼）
対象	旧町村にTX沿線および研究学園を加えた8地区 筑波 大穂 豊里 桜 谷田部 荃崎	市内に所在する高校9校 県立竹園高等学校 県立筑波高等学校 県立つくば工科高等学校 県立荃崎高等学校 県立並木中等教育学校 県立つくば特別支援学校 茗溪学園中学校高等学校

項目	市民アンケート	高校生アンケート
	TX沿線開発地区 研究学園地区	つくば秀英高等学校 つくば松実高等学校
配布数	2,000	1,350
想定回収率	40%	100%
期間	平成30年10月	平成30年10月
回答者属性	性別、年齢、居住地区、就業状況、居住年数、家族構成	性別、学年、居住地(市内外の別)、居住年数、将来の勤務地の希望、希望職種
設問案	つくば市の好きなところ・残念なところとその理由 定住意向とその理由 市の施策や事業等の満足度・重要度より良い地域づくりのために協力できること 生活で不安に感じること(市の取組みの弱みや市民ニーズの把握) 将来のまちづくりの方向性 自由回答	通学・通勤方法の想定 つくば市で就職したい理由／したくない理由 農業、科学への関心度 就職先を選ぶ際に最も重視すること 将来の居住地の希望 つくば市に住みたい理由／住みたくない理由 居住地を選ぶ際に最も重視すること 自由意見
分析のポイント	施策の重要度・満足度の分析 成長戦略・改善戦略の明確化	全体傾向の過年度比較 移住定住ポテンシャルの考察

【参考】平成 29 年度 つくば市民意識調査 概要

■調査の目的

本調査は、つくば市の現状やまちづくりの取組に対する評価や満足度、市民が重要と感じている施策、社会情勢から重点的な取組が必要な課題について、市民の意向などを把握することを目的として実施した。本調査の結果は、今後の市政運営と施策実施の基礎資料として活用する。

■調査期間

平成 29 年 8 月 8 日～平成 29 年 8 月 21 日

■調査対象

住民基本台帳に記載された 18 歳以上の男女 3,000 人を層化無作為抽出法により抽出

■調査方法

郵送配布・回収（※希望者は web 回答も可）

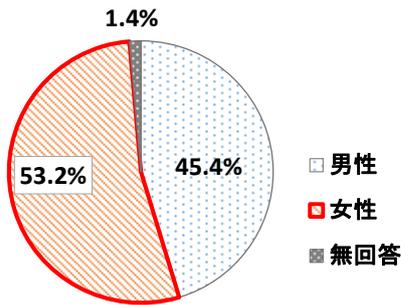
■回収状況

発送数：3,000 通（2,400 通）回収数：1,347 通（1,233 通）回収率：44.9%（51.4%）

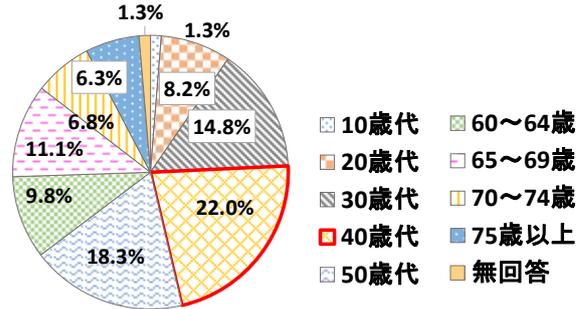
※（ ）内は平成 27 年度の状況

2 回答者の属性

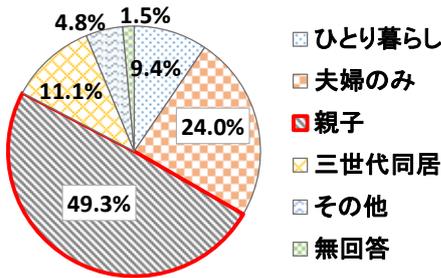
■性別



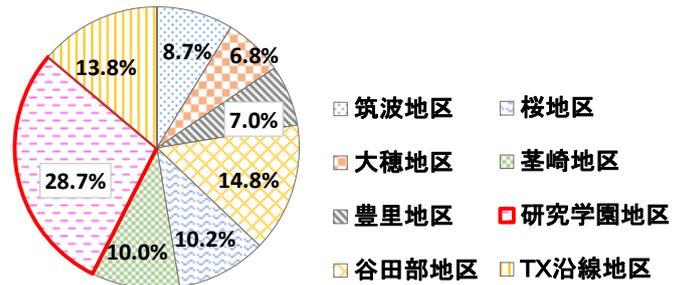
■年齢構成



■世帯構成

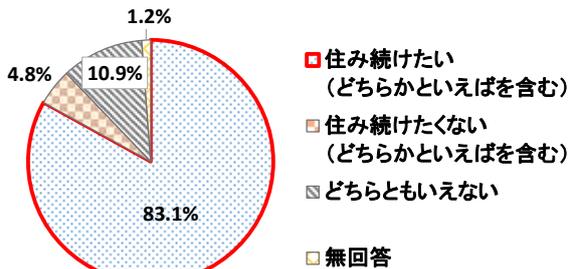


■居住地区



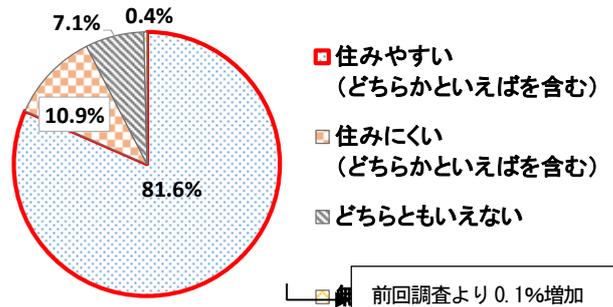
3 住環境について

■定住意向（問3）



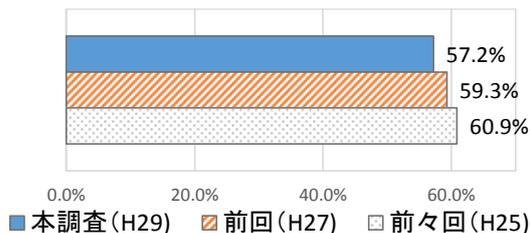
前回調査より 0.4%増加

■住み心地（問4）



前回調査より 0.1%増加

豊かな自然



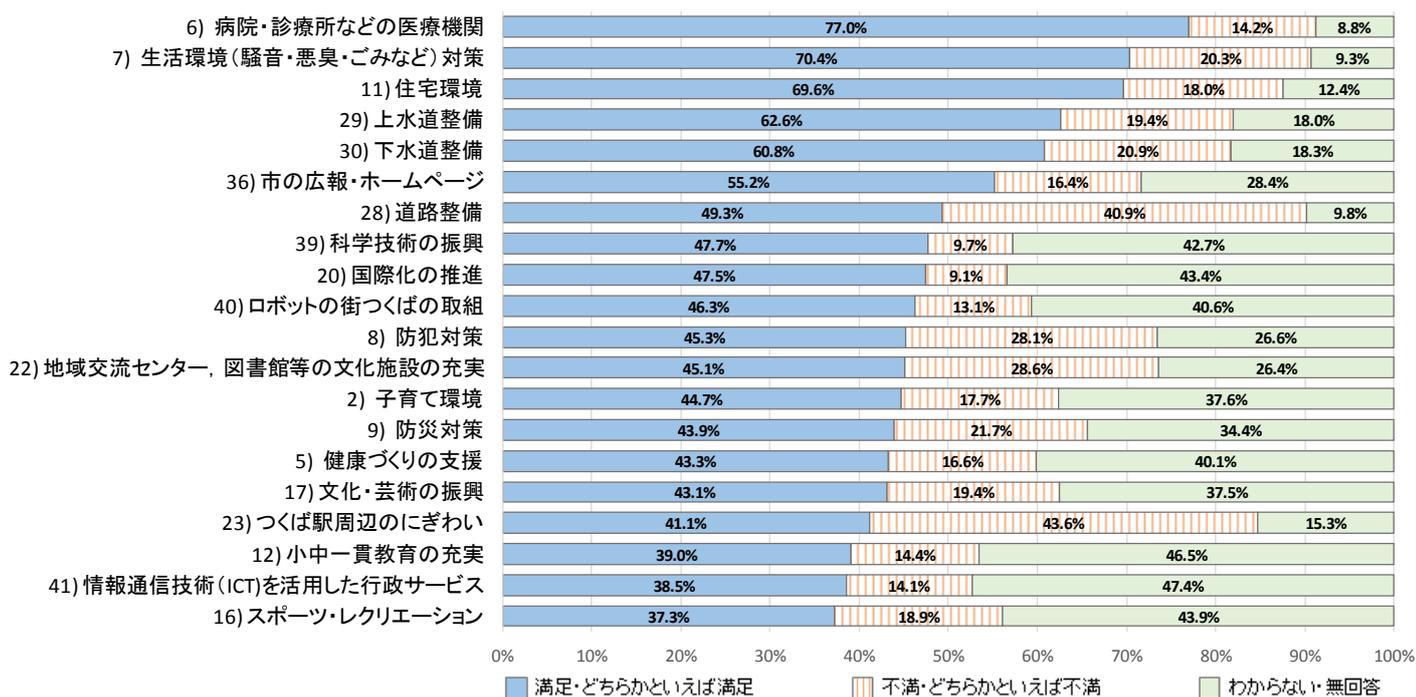
●住みやすい理由は、1位が「豊かな自然」、2位が「日常生活が便利」となっており、過年度調査と比べると、「居住環境が良い」が増加している。一方で、経年比較では「豊かな自然」は減少の傾向となっている。

●一方、住みにくい理由は、「交通の便が悪い」や「日常生活が不便」となっている。

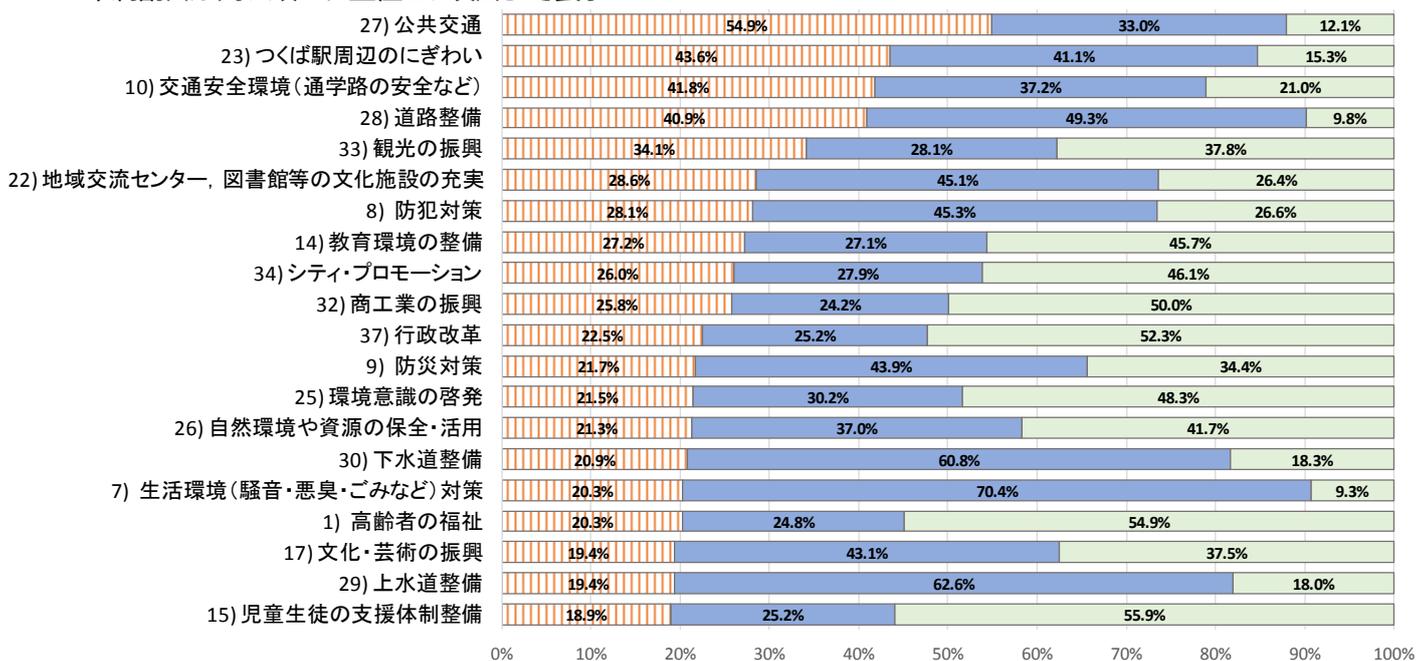
4-1 つくば市の現状やまちづくりへの取組について

■まちづくりの取組に関する満足度（問9）

・満足割合が高い順に、上位20項目まで表示



・不満割合が高い順に、上位20項目まで表示



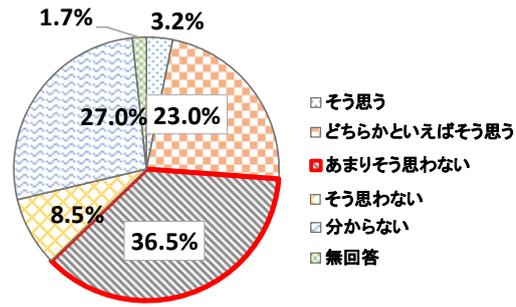
※「満足・どちらかといえば満足」と「不満・どちらかといえば不満」の位置を入れ替えて表示

■ 不満・どちらかといえば不満 ■ 満足・どちらかといえば満足 ■ わからない・無回答

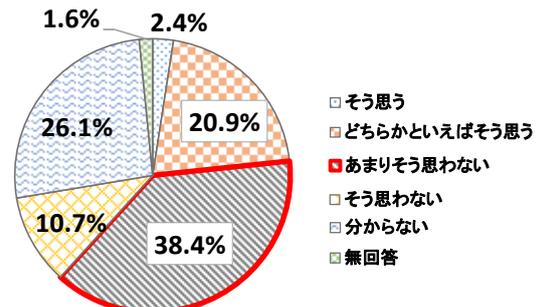
●満足の割合が高い項目として「病院・診療所などの医療機関」、「生活環境（騒音・悪臭・ごみなど）対策」、「住宅環境」があげられている。一方、不満の割合が高い項目としては、「公共交通」、「つくば駅周辺のにぎわい」、「交通安全環境（通学路の安全など）」となっている。また、過年度調査と比べると「つくば駅周辺のにぎわい」の満足度が60.3%から41.1%へ減少している。

4-2 市政について

■市政に市民が参加できる環境が整っていると思うか（問 11）



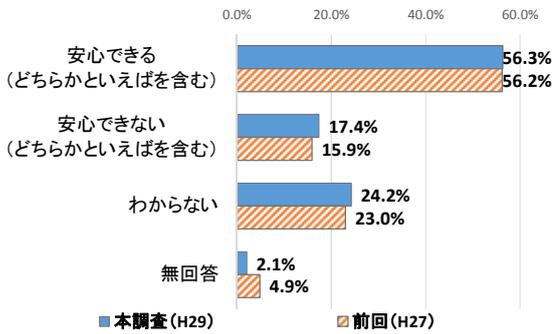
■市民の声が活かされているか（問 12）



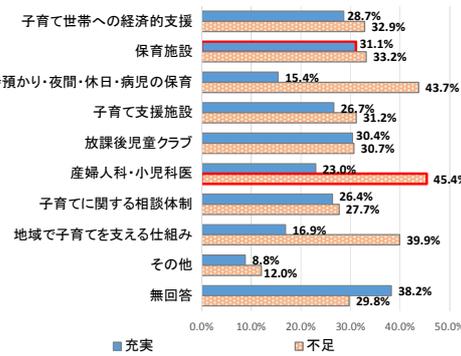
●市政への市民参加環境が整っているかについては、「あまりそう思わない」が最も多くなっている。
●市政に市民の声が活かされているかについては、「あまりそう思わない」が最も多くなっている。

5 少子高齢化への取組について

■子育て環境について（問 15、16）

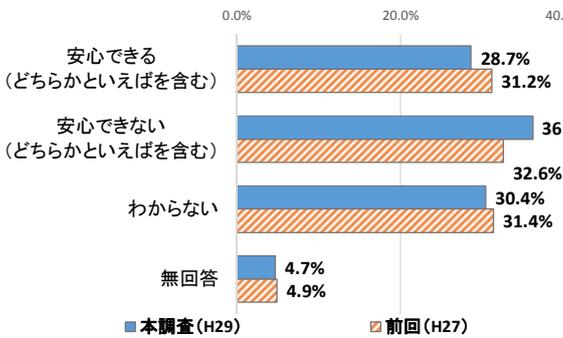


<充実/不足していると思うもの>

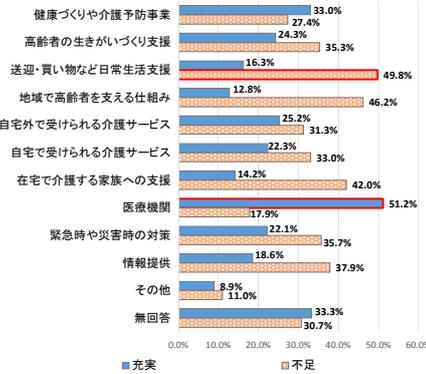


●子育て環境で充実しているものについては、「保育施設」が最も多く、31.1%、不足しているものについては「産婦人科・小児科医」が最も多く45.4%となっている。

■高齢者の生活環境について（問 17、18）



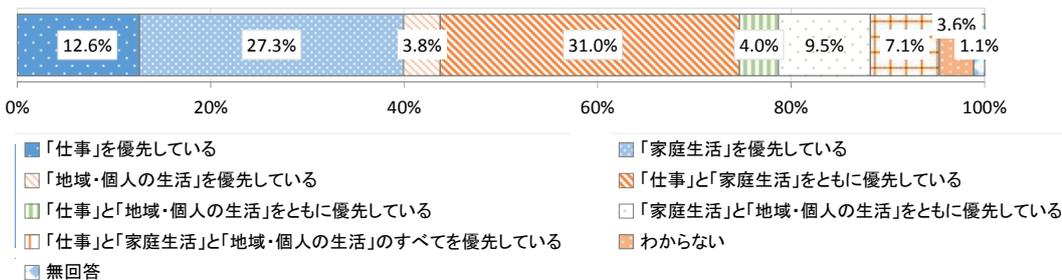
<充実/不足していると思うもの>



●高齢者の生活環境で充実しているものについては、「医療機関」が最も多く、51.2%、不足しているものについては「送迎・買い物など日常生活支援」が最も多く49.8%となっている。

6 普段の生活について

■生活の中での優先度（問 22）



●生活の中での優先度については、「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」が最も多く、31.0%となっている。

7 交通環境について

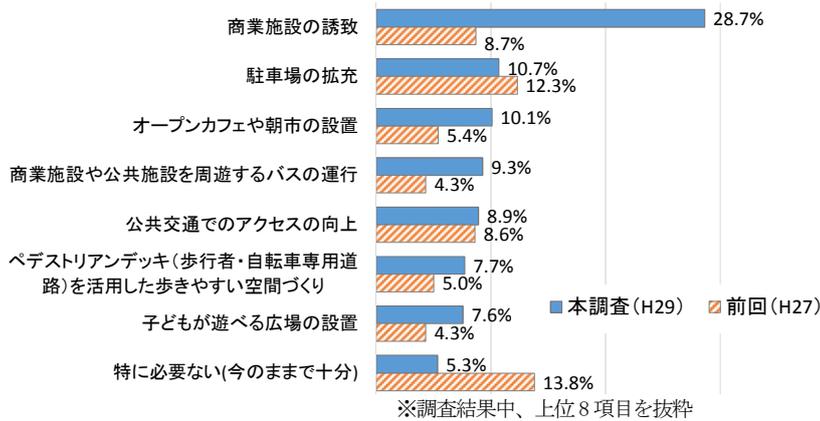
■望ましい交通環境 (問 25)



●つくば市の望ましい交通環境については、「公共交通が便利で、自動車がなくても生活できるまち」が最も多く (56.1%)、次いで「自動車がスムーズに走行できるまち」が 16.9% となっている。

8 つくば駅周辺地区の活性化

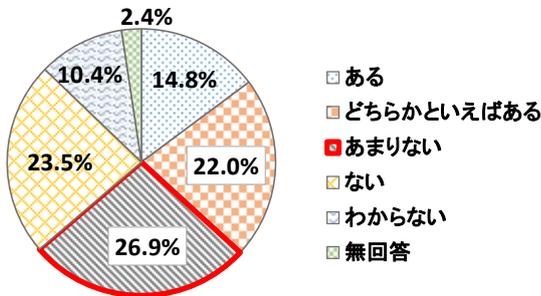
■活性化のために必要な取組 (問 30)



●「商業施設の誘致」が最も多くなっている。
●過年度調査と比べると、「商業施設の誘致」の割合が大きく増加し、「特に必要ない (今のままで十分)」が減少している。

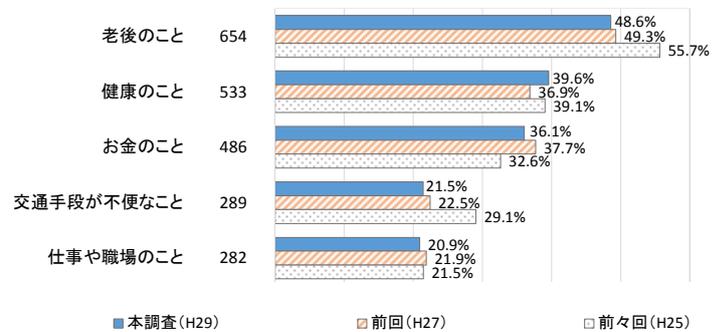
9 その他

■「科学のまち」に恩恵を感じることがあるか (問 32)



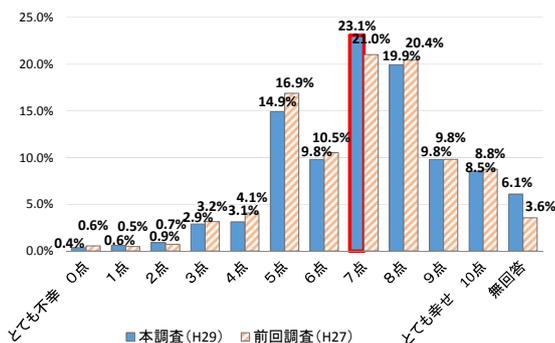
●「あまりない」が最も多く 26.9%、次いで「ない」が 23.5% となっている。

■心配事 (問 35)



●「老後のことが最も多くなっている。過年度調査と比べると、「健康のこと」が増加している。

■幸福度 (問 33)



●「7点」が最も多くなっている。過年度調査と比べると、「8点」が減少している。

平成 30 年 8 月 30 日
第 1 回つくば市未来構想等審議会

つくば市未来構想等改定のための市民ワークショップの開催

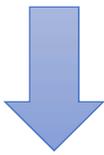
1 ワークショップ全体概要

(1) 開催目的

つくば市未来構想の策定にあたり「住民が考えるつくば市の未来像」についてワークショップ方式で検討することを目的とする。未来像の抽出は、段階を踏んで行うこととし、平成 30 年度に 3 回実施する。

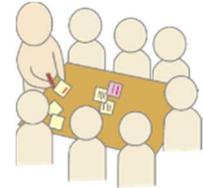
第 1 回（9 月 30 日（日）10-12 時）：つくば市のいいところ、残念なところ

（つくば市の特性・課題について情報提供の後、KJ 法により意見収集・整理）



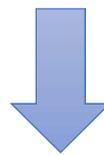
以下の観点から、市の内部要因について意見出し

- ・つくば市の市勢・特性についての意見出し
- ・つくば市の課題についての意見出し



第 2 回（10 月 28 日（日）10-12 時）：つくば市の未来（2030 年）に実現して欲しいこと

（将来社会状況を情報提供の後、市の成長戦略、進むべき方向性を SWOT 分析）



市を取り巻く将来外部要因をふまえて成長戦略を分析

- ・将来の社会予測について情報共有
- ・取り組むべき内容等について意見出し



第 3 回（12 月 2 日（日）10-12 時）：未来（2030 年）に向けて今必要なこと、未来像

（これまでの議論から未来像を複数提案し住民目線での市の将来像を合意）

未来像を提示し、住民ができる取り組みについて意見交換

- ・未来像実現に向けて必要な取り組みについて
- ・住民が具体的に取り組めることについて
- ・今後のスケジュール



(2) 実施方法

各グループ 6～7 名、5 グループ程度を想定する。こども連れの方でも参加可能とする（こどもの預かり方法は調整中）。

各ワークショップ及び説明会のねらい、内容、進め方を掲載した進行計画を作成し、実施後に A4 サイズ 2 ページ相当のニュースレターを作成する。（ニュースレターは原則として次回会議の冒頭でふりかえりに用いる。その他、公共施設等に配置、市 HP で公表する等については別途相談）

2 ワークショップの各回のねらいと使用資料

(1) 各回のワークショップのねらい

ワークショップは、段階的な合意および情報共有を目的として実施することとし、以下表にねらいと運営ポイントを整理する。

表1 ワークショップ及び説明会における運営のポイント

回数	ねらい	開催のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報つくば 9月号 ・ つくば市HP ・ プレスリリース（新聞） 	<p>(参加者募集)</p> <p>公募により募集する（市報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者は全3回に出席することを理想とする。 ・ 参加者の知人・友人の追加参加は拒まないが、参加立場（テーブル参画かオブザーバー参加とするか）については別途検討。 ・ 応募者多数の場合、より多く参加できる方を優先。 ・ 逆に、人数が想定（30～40名）を大幅に下回る場合、大学生および関係団体、無作為抽出の市民登録委員等に声がけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市報には3回分の概ねのスケジュールを掲載し参加者募集 <p>《タイトル》 つくば市の未来、一緒に考えませんか ～つくば市未来構想等の改定のための市民ワークショップ～</p>
<p>第1回 9月30日 (日) 10-12時</p>	<p>(市の内部要因：強み・弱み)</p> <p>つくば市のいいところ、残念なところ、今後注力すべき取り組みについて意見交換をする。</p> <p>KJ法により幅広く意見収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ つくば市の市勢・特性についての意見出し ・ つくば市の課題についての意見出し ・ 市勢・特性、市の課題を踏まえ、今後、注力すべき内容とその理由(思い)を出し合う
<p>第2回 10月28日 (日) 10-12時</p>	<p>(外的要因をふまえた未来像の検討)</p> <p>社会予測(2030年)をふまえ、つくば市の未来に実現して欲しいことを意見交換し、未来像の方向性を合意する。</p> <p>SWOT分析により求められる戦略が見える化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の社会予測について情報共有 ・ 市として取り組むべき内容等について意見出し ・ 特に注力すべき内容を方向性として合意
<p>第3回 12月2日 (日) 10-12時</p>	<p>(未来像と市民ができる取り組みの共有)</p> <p>SWOT分析により見える化した戦略について、市民ができることを議論し、未来(2030年)に向けて今必要なこと・今後必要となることについて共有する。</p> <p>KJ法により幅広く意見収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回で意見交換した内容に基づき(仮)未来像を提示 ・ 未来像実現に向け必要な取り組みや住民が具体的に取り組めることについて意見交換 ・ 今後のスケジュールについて説明

(2) ワークショップ使用資料

ワークショップの実施にあたり、運営計画書、配布資料、振り返りシート（各回で配布）、ニュースレター（各回で作成）を想定する。以下表の資料を用意することを想定する。

表2 主に使用するワークショップ資料

資料名	作成のねらい	作成内容
運営計画書	各回の運営内容を共有するために作成	開催概要 当日のタイムスケジュール 会場レイアウト 役割分担等を記載
配布資料	幅広く未来像を議論するための資料の作成・原則PPTで作成	第1回 ・つくば市の特性と市の課題 ・将来のつくば市 第2回 ・2030年の社会将来予測 ・現在の施策大綱 ・SWOT分析のフレーム 第3回 ・SWOT分析結果 ・住民アンケート調査結果 ・住民が求める機能とその対応策
振り返りシート (各回で配布)	運営内容を改善するためのツールとして作成・A4サイズ・横	・ワークショップ内容（良かった点、改善点など）を参加者に評価してもらうとともに、言い足りなかったことを把握するためのシート
ニュースレター (各回で作成)	ワークショップ結果・A4サイズ・両面	実施概要、主な意見、実施風景、振り返りシート内容、次回の予定

矢作川流域圏懇談会通信

山部会編 vol.3

発行日：平成 25 年 8 月 ●日
編集・発行：矢作川流域圏懇談会事務局

◆第4回山の地域部会・第11回山部会WGを開催しました！

8月17日（土曜日）に第4回山の地域部会・第11回山部会WGが開催されました。

今回のWGでは、山部会で取り組んでいる4つのことのうち、山村再生担い手づくり事業と矢作川流域圏木づくりガイドラインの2つについて話し合いました。

日時：平成 25 年 8 月 17 日（土）9:00～12:00
場所：豊田市役所 足助支所 2階 第2会議室
参加者：15名（事務局含む）



◆主な会議内容

1. 第4回山の地域部会にて、役員の変更を行いました。

第4回山の地域部会にて、矢作川流域圏懇談会規約に基づき、役員の変更を行いました。

座長に東京大学大学院の藤治光一 部生教授、副座長に岐阜県立森林文化アカデミーの丹羽隆司非常勤講師が改選されました。



2. 山村再生担い手づくり事業について

山村再生担い手づくり事業の作成に向け、山村の担い手のいる現場に行き、直接、現場の人たちの苦悩や喜び・課題に触れることを目的とした調査を行いました。

今回は、取材調査の募集方法や具体的なスケジュールについて話し合いました。10月の取材調査開始に向けて、普及と準備が進んでいます。



3. 矢作川流域圏木づくりガイドラインについて

今回は「木づくりガイドラインははじめの一歩」として、参加者の方々が「森や木を前にして、これではないのでは、もっとこうなればなあ、こんな風になればいいの」と思う前について意見を話し合いました。

身近にある木の暮らしをイメージしながら、流域の木材利用や木工製品の活用方法について、多くの意見が出されました。



◆お問合せ◆
矢作川流域圏懇談会事務局
〒441-8149 愛知県豊橋市中野町字平西1-6 国土交通省豊橋河川事務所 事業対策官 西原、専門職 後藤
TEL: 0532-481107 / FAX: 0532-481100
*矢作川に関する情報は、矢作川流域圏懇談会メールリスト (yahagisawa@net.or.jp) までお送りください。

議題毎の実施概要

◆話し合いでの主な意見

（※意見 〆回答）

●山村再生担い手づくり事業について

山村再生担い手づくり事業の作成にあたり、取材調査の現場にあたって具体的なスケジュールと取材先への協力依頼文、取材者募集のメール文面案について話し合いました。会議の中で出た意見を反映し、10月の調査に向けて準備を進めます。

出た意見

- 取材者募集の文面には、取材先の選定は「自発的で僕らに活動依頼」を対象としていることを付け加える。（城田）
- 取材の申し込み後、参加者の希望に沿うように取材先とのマッチングを行うが、必ずしも希望通りにならないことを記載しておく。（丹羽）

2015年度スケジュールを以下のように予定しています。

・8月17日（日）	山部会WGでの作業
・8月25日（日）	取材先の連絡先・連絡方法確認
・9月6日（金）	取材先への連絡と取材の可否確認
・9月7日（土）～9月27日（金）	取材者の募集
・10月1日（火）～10月14日（火）	取材先と取材者のマッチング
・10月15日（水）～12月28日（土）	取材者への連絡（取材方法と取材先の通知）
・1月6日（月）～2月28日（金）	アポイントメント、聞き取り、レポート提出
	2012年度山村再生担い手づくり事業作成、交通費精算

参加者の募集について

- 山川海の連携が大切。山部会のメンバー以外にも川と海からの参加があるとよい。（丹羽）
- メールによる呼びかけに加え、川部会、海部会が開催する会に説明へいき案内することがよい。（城治）
- 8月26日の川部会と9月9日の海部会に出向き、関係してくる。（丹羽）
- 8月21日の市民会議に出向き、周知してくる。（丹羽）

●矢作川流域圏木づくりガイドラインについて

木づくりガイドラインの作成のはじめの一歩として、「森や木を前にして話し合いたいので、もっと森や木を前にして話し合いたい」と感じることに、プレーストリーミング形式で意見を出しました。自由な意見はなくても構いません。

【木づくりガイドラインについて】

- 職業柄、木づくりガイドラインの作成は形式から考えてしまおう、今回のやり方は、消費者目録・利用者目録で考えられる。（南木）
- 矢作川流域に生んでいることの意味は、流域市民の暮らしの質が上がるということではないかと。（相川）
- ガイドラインはみんながわかるものがないとだめ。書店でマイサジが売ったシートを売るなども面白い。（城田）
- 立っている木に親しめる機会があるとよい。森を明るく、歩いて楽しむこともできる。（南木）
- 木づくりガイドラインと木づくりガイドラインはリンクしていいんじゃない。（城田）
- 工務店とのプレーストリーミングを通じて意見交換などができるとおもしい。（城治）

【木材利用の推進について】

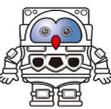
- 海の工場から依頼があり、木や森に関することを子供たちに伝えるイベントをした。子供は将来性があるので、木の良さをわかってもらえるとよい。木でつくられた小学校などを通じてPRしたいが、森林組合だけで行っは困難。（松井）
- 人間のライフサイクルを考えると、どの時代も同時に同じものを購入しており、木材も今後、チャンスがある。（相川）
- 建築用のパネラッドがある。世の中にはファーストウッドという考えもある。（城治）
- ファーストウッドで地産地消している上飯田の例がある。（原田）
- 机、ランドセルなど成長に応じて木を用いた製品を使ってもらう手もある。（丹羽）
- 北海道のエコビレッジでは、自分で使うものを自分たちで作る。生活の中にあるものは意外と自分でできる。（城田）
- 普通の人で作れるものを自分で入れるべきだし、そのようなものの中には雇用を生み出すのはたくさんある。（城田）
- 木の駅プロジェクトを推進し、ちょっとした木工が可能なような機器を置いておけばよい。（南木）
- 自備加工は設備をそろえればその実になればできる。（丹羽）
- リフォームへの補助金（城田）
- 豊田森林組合では、工具そのものを貸し出すことはないが、組合で実施する体験学習に参加した方には、使ってもらっている。講座が終わった人がまた使いたいといってくることもある。（松井）

今後のスケジュール（予定）

次回WGを9月13日（土）に元気村にて開催します。

当日話し合いでの主な意見

意見交換の話し合いポイント

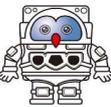


職員ワーキングチームの 活動状況と未来像の抽出 について

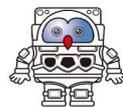
平成30年8月30日



未来像の抽出と職員ワーキングチームの活動について



日付	職員WT	内容(予定)
6月1日(金)	①13:00~15:00@庁議室	発足式・勉強会① ・基礎情報インプット
6月13日(水)	②9:00~11:00@会議室201	勉強会② ・自己紹介 ・基礎情報インプット ・つくばの魅力(GD)
6月22日(金)	③9:00~11:00@職員研修室	勉強会③ ・「つくば市の歴史」文化財課 ・2000~2005年頃のつくばや生活(GD)
6月26日(火)	④15:00~17:00@会議室201	勉強会④ ・立地適正化計画の策定状況 ・中心市街地まちづくりビジョンの策定状況 ・周辺市街地振興の取組と現状 ・学園地区と周辺地区の環境を両立していくための課題(GD)
7月4日(水)	⑤15:00~17:00@会議室201	勉強会⑤ ・東京から見たつくば市 ・学園地区と周辺地区のそれぞれの魅力と課題(GD)
7月13日(金)	⑥9:00~11:00@会議室201	勉強会⑥ ・全体の進捗確認 ・未来構想個別施策の課題抽出(準備)
7月19日(木)	⑦15:00~17:00@全員協議会室1	勉強会⑦ ・未来構想個別施策の課題抽出(担当課を交えてGD)
7月27日(金)	⑧15:00~17:00@防災会議室2、会議室302	勉強会⑧ ・未来構想個別施策の課題抽出(担当課を交えてGD)
8月8日(水)	⑨9:00~11:00@会議室201	勉強会⑨ ・未来構想個別施策の課題抽出(担当課を交えてGD)
8月24日(金)	⑩9:00~11:00@会議室202、302	勉強会⑩ ・未来構想個別施策の課題抽出(担当課を交えてGD)
8月31日(金)	⑪9:00~11:00@会議室203、防災会議室2	勉強会⑪ ・未来構想個別施策の課題抽出(担当課を交えてGD)
9月6日(木)	⑫9:00~11:00@防災会議室2、会議室302	勉強会⑫ ・未来構想個別施策の課題抽出(担当課を交えてGD)
9月19日(水)	⑬9:00~11:00@防災会議室3	未来像の検討①
9月28日(金)	⑭15:00~17:00@全員協議室1	未来像の検討②



STEP 1

(6月～9月)

- ・関連データの取集・分析
- ・アウトプット（2030年未来像）のイメージ共有
- ・主要施策の現状把握

STEP 2

(7月～10月)

- ・20年、30年先を見据えた課題を抽出
- ・（社会情勢、市民ワークショップ、SDGs等）

STEP 3

(10月～11月)

- ・20年、30年先を見据えた主要論点と対応方針

STEP 4

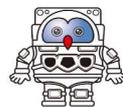
(12月～1月)

- ・2030年の未来像の抽出

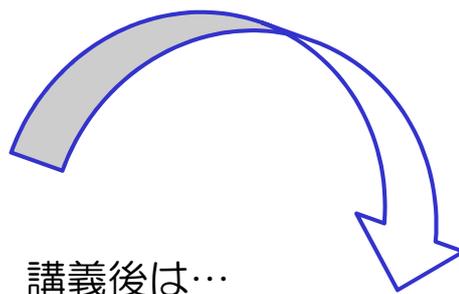
STEP 5

(2月～3月)

- ・未来構想素案の策定

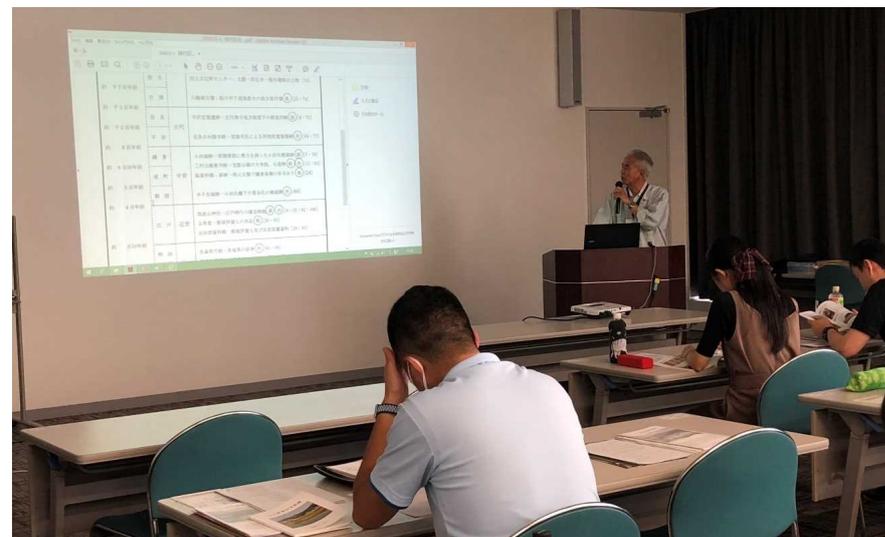


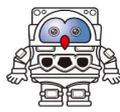
つくば市の歴史について



講義後は…

各グループでディスカッション





未来像の抽出と職員ワーキングチームの活動について



移住者に薦めるとしたら
中心市街地？
or
周辺市街地？

15年前と比較した
社会の変化

米派班
with K and C

My favorite things

戸建て
「みどりの」駅
徒歩
10分

そうだ！
「みどりの」に住む

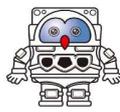
・広いおうちに
住みたいパパも
・街が好きママも
・畑をいつかやりたい
おはあかん
・頭いいにちゃんも

選んだ理由は...

・「馬」が近い
・日常生活に事足
・「くは」駅「研学駅」
「万博駅」周辺より広くて広い
・教育関係の環境良好

・居住者が多いので転入者
も暮らしやすい。(仲間がでる)
(レンタル農園も近くにある
(但し免許必要))
緑が豊かな

みんな満足



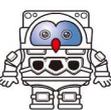
未来像の抽出と職員ワーキングチームの活動について

個別施策の30施策
について5班
全6回に分けて
担当課と意見
交換会を実施

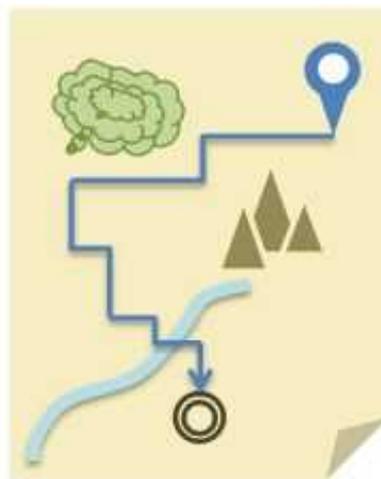
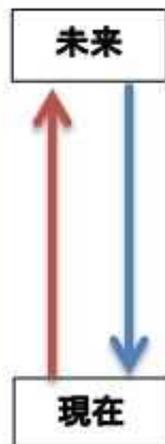
個別施策に関する各担当課との意見交換 開催例

日時	回数	班分け	個別施策	担当課
7月19日(木) 15:00~17:00 全員協議会室1	勉強会⑦	1班	文化財保護の推進	文化財課
		2班	市民協働の推進	市民活動課 道路管理課 公園・施設課
		3班	生活困窮者福祉の推進	社会福祉課 こども未来室
		4班	男女共同参画社会の推進	男女共同参画室
		5班	国際化の推進	国際交流室





フォアキャストिंग



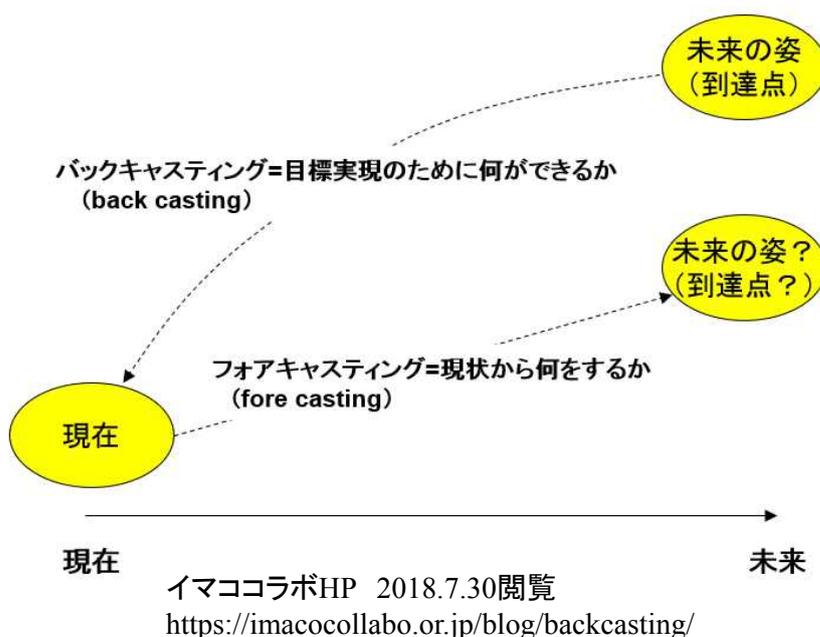
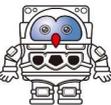
バックキャストिंग

日本科学技術連盟HP
2018.7.30閲覧
<https://www.juse.or.jp/depart-mental/point06/05.html>

- ・バックキャストिंगとは、もともと環境保護の分野で使われ始めた言葉で、現状の社会や環境ありきでものごとを考えると、どうしても望ましい環境に行きつかない事がある。その時に、はじめにあるべき環境・ありたい環境を挙げ、そこに行きつくためのギャップや方策を考える、というアプローチである。
- ・一見、単に視点を変えただけに見えるが、実はこの視点の差が意外と大きな違いを生み出している。いわば、地図の上で現在地を起点に目的地も分からずに出発する場合と、目的地を定めてから現在地までのルートを策定する場合の差と言える。

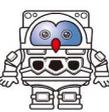


フォアキャストिंगとの違い



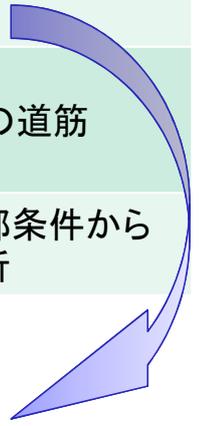
- ・例えば、現在もっているリソースから考えて適度なチャレンジを設定するのはフォアキャストिंग。どうしても必要な目標を設定し(多くは到底達成不可能と思えるレベル)、やり方を後からなんとかして考える、というのがバックキャストिंगにあたる。
- ・具体的な例でいうと、顧客データの処理件数を毎期5%向上させようとして計画した場合、担当部門はこの数字をさまざまな「改善」で達成しようとする。

- ・一方、1年後に処理件数を50倍に増やす、という設定をした場合、もはや現在のやり方の改善では到底達成は無理というようなレベルになり、従来の改善というオプションを捨てて、根本的に異なる発想をしなければならない。
- ・別の言葉で言えば、フォアキャストिंगは現状を考えた改善的なアプローチ、バックキャストングは創造的破壊を生み出すアプローチとも言える。



	フォアキャストイング	バックキャストイング
目的	・現状から推測されるトレンドの特定	・困難な社会的課題の解決、高い理想像の実現
根拠となる考え方	・ありそうな将来	・理想像、望ましい姿
方法論	・いかにしてトレンドに対処するか ・トレンドの演繹(現状AだからBになる→Bが続くとCになる)	・ 将来イメージの決定 ・イメージに至るための道筋と条件の分析
手法	・シナリオ分析	・現状・将来条件・外部条件から推論及びシナリオ分析

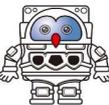
現在行っている個別施策の意見交換会では、バックキャストイングに必要な施策の理想像、中長期的な課題の抽出を行っている。



No.	施策・事業の課題	関連する事務事業名	施策・事業の背景・目的 (どういう背景で、何を目的に実施しているのか。Target。)	理想の状態 (目的が達成された状態。Goal。永遠に届かないかもしれないが目指さないとけない姿)	2030年の姿 (理想の状態に到達するための2030年のあるべき姿。または2030年にも継続していくのかどうか。)
	(個別施策評価調書を元に予め施策・事業の課題を記入)	(予め事業名を記入)	(予め施策・事業の目的を記入、背景は当日確認)	(当日検討、複数の事業でまとめてもよい)	(当日検討、複数の事業でまとめてもよい)
①					
②					
③					



《参考》 未来予測の技法 ～我々が考える未来像がどこまで実現可能なのか～



未来を予測するときにまず行うことは、そもそもの原理を考える。

参考: 未来予測の技法
佐藤航陽 Discover21

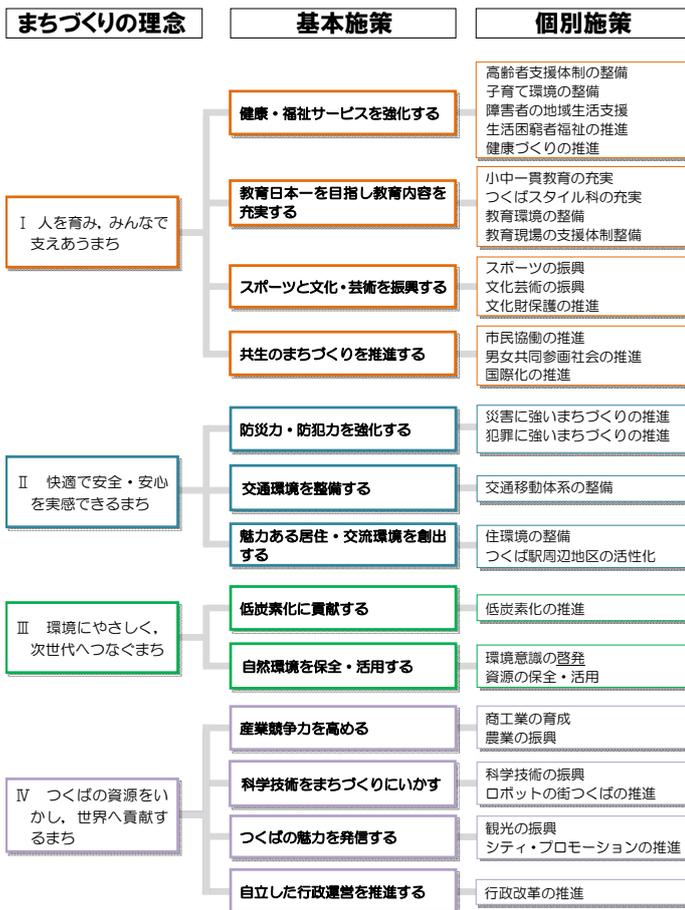
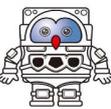
原理を考えるためには、対象となるシステムがどのような「必要性」を満たすために生まれたのかを、その経緯・背景を踏まえて見ていく。

現在の景色だけを見て議論しても、それはただの「点」に過ぎず、長期的な変化を「線」として捉えるためには、経緯・背景を踏まえて考える必要がある。

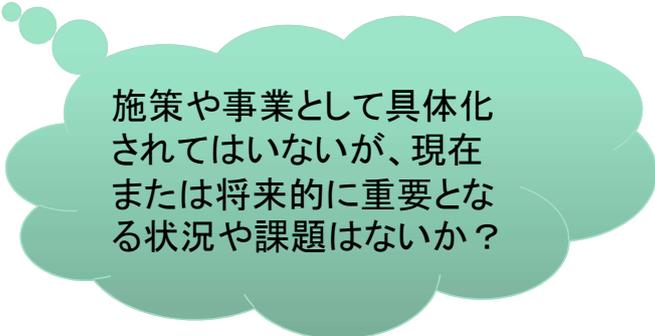
見えない線・未来像を見つけるため、人間社会の繰り返しのパターンやテクノロジーの進歩のパターンから未来社会の全体的なトレンドやメカニズムを探る。

「市民が望むニーズ」と「技術で実現できること」の接合点を突き詰めていけば未来像が出てくるが、点ではなく線で捉えれば、道は違えど目的地が出る。

ただし、ここまでやるのは難しいので、今後要調整



しかし、施策は今あるものに限定されており、本来大事ではあるけれども現状では重要視されていないもの、今後重要になってくるものについて、漏れがないように抽出しないといけない。



今後、SWOT分析等をもとに、つくば市の内部要因(強み、弱み)・外部要因(機会、脅威)を明らかにすることで、現在の施策にとらわれない未来像を描く。

平成30年度未来構想等改定に係る会議スケジュール(案)(H30.9～)

資料5

	職員ワーキングチーム	庁内策定委員会	審議会
10月4日(木)	⑮9:00～11:00@全員協議会室		
10月9日(火)		③13:30～15:00@庁議室	
10月10日(水)	⑯9:00～11:00@防災会議室		
10月17日(水)	⑰9:00～11:00@会議室202		
10月23日(火)			②14:00～16:00@多目的ホール
10月26日(金)	⑱15:00～17:00@会議室202		
11月2日(金)	⑲9:00～11:00@会議室203		
11月9日(金)	⑳9:00～11:00@職員研修室		
11月19日(月)		④13:30～15:00@庁議室	
11月21日(水)	㉑15:00～17:00@防災会議室		
11月30日(金)	㉒9:00～11:00@会議室201		
12月3日(月)			③14:00～16:00@多目的ホール
12月7日(金)	㉓9:00～11:00@職員研修室		
12月19日(水)	㉔9:00～11:00@会議室201		
1月10日(木)	㉕9:00～11:00@職員研修室		
1月16日(水)		⑤13:30～15:00@庁議室	
1月18日(金)	㉖9:00～11:00@全員協議会室		
1月25日(金)	㉗9:00～11:00@全員協議会室		
1月30日(水)			④14:00～16:00@多目的ホール
1月31日(木)	㉘9:00～11:00@全員協議会室		
2月7日(木)	㉙		
2月21日(木)	㉚15:00～17:00@防災会議室		
2月22日(金)		⑥10:00～11:30@防災会議室	
2月28日(木)	㉛9:00～11:00@会議室203		
3月1日(金)			⑤14:00～16:00@多目的ホール
3月15日(金)	㉜9:00～11:00@防災会議室		
3月22日(金)	㉝15:00～17:00@防災会議室		
3月27日(水)	㉞9:00～11:00@会議室203		